

会 議 録

1 会議名

第3回上越市自立支援協議会

2 議題（公開・非公開の別）

上越市障害者福祉計画の改定に向けた検討（公開）

3 開催日時

平成29年10月12日（木）午前10時から

4 開催場所

福祉交流プラザ 3階 第7会議室

5 傍聴人の数

2人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：丸山ひろみ、難波祐子、藤井顕順、丸田明久、山崎次男、田邊信、
金井妙、福山卓、藤田宥禎、山川美香、新保由美、笠原芳隆、渡辺晶恵、
澤田靖、横山新太郎

・事務局：健康福祉部 八木部長

福祉課 小林副課長、藤井係長、安達主任、大島主任

8 発言の内容

（小林副課長） ただいまより、上越市自立支援協議会の第3回会議を開催します。

皆様には、ご多用の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
います。

私は、この会の前段の進行を務めます、上越市福祉課副課長の小林でございます。よろしくお願いたします。

本日は、藤澤副会長、青木委員、平原委員、金井委員、飯塚委員、近藤委員の6名から欠席報告がありました。よって、上越市自立支援協議会設置要綱第6条第3項により半数以上の出席がありますので、会議が成立していることを報告します。

本日の日程であります。お手元に配布いたしました次第をご覧ください。

い。

本日は、議題として「上越市障害者福祉計画の改定に向けた検討」についてご協議いただくこととしております。

会議は概ね 1 時間 30 分程度を予定しております。議事に先立ち、八木健康福祉部長がご挨拶を申し上げます。

(八木部長) 冒頭にお詫びを申し上げます。今回は 8 月下旬に開催するとご案内していましたが、この時期になりまして申し訳ありません。

9 月議会が終わりました。目玉の一つとして、本日は福山事務長が出席しておりますが、上越地域医療センター病院に児童精神科という新しい診療科目を追加しました。非常勤で月 1 回第 1 火曜日の午前中ですが、少しは前に進めたかなと思っております。

現在、健康福祉部で 6 つの計画の作成あるいは改定を進めております。本協議会で議論をいただいている障害者福祉計画ですが、国の見直しを参考とし施策の柱、方向性などを検討してきました。本日は柱の構成、取組みの内容について議論していきたいと思っております。議論が中途半端とはならないよう尽くしていきたいと考えています。ぜひ専門的、現場のご意見を頂きたいと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

(小林副課長) ありがとうございます。それでは次に、次第の 2 議題に移ります。

ここからは、上越市自立支援協議会設置要綱第 6 条第 2 項の規定により、笠原会長に進行していただきます。笠原会長、よろしくお願いいたします。

(笠原会長) おはようございます。ただいま八木健康福祉部長からも話がありまして、上越市の福祉計画について、今後の上越市の福祉をどのようにするのかという大事な議題であります。どうぞ忌憚のないご意見を頂ければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうで議題を進めさせていただきます。議題の(1)上越市障害者福祉計画の改定に向けた検討について、事務局から説明をお願いします。

(藤井係長) 上越市福祉課、福祉第一係長の藤井と申します。よろしくお願ひいたします。上越市障害者福祉計画の改定に向けた検討について説明いたします。初めに前回会議の意見への対応について説明いたします。

(資料 1, 2 の説明)

(笠原会長) ありがとうございます。ここまでの事務局の説明について、ご意見・ご質問などがありましたら、挙手のうえ、ご発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

(丸山委員) 前回の資料を修正いただきありがとうございます。2 点意見があります。まず資料 1 で生活介護や短期入所については基準該当による介護保険事業所の利用により定員数より実利用者数が超過している注意書きがありますが、施設入所支援についても市外の施設を利用しているためと思いますが、定員数より実利用者数が超過している要因について注意書きがあった方が良かったと思いました。

続いて、資料 2 で地域生活拠点の整備のコメントについて「国が拠点に必須とする機能を有する事業所が 1 事業所あるものの」と言う一文がひっかかります。藤井係長が説明されたような面的整備をとすることを明記したほうが良いのではないかと思います。

(藤井係長) 1 点目の施設入所につきましては記載を追加したいと思います。

2 点目の地域生活支援拠点の整備の「国が拠点に必須とする機能を有する事業所が」につきましては、国が地域生活支援拠点に求めている機能が 24 時間対応の相談と緊急短期入所と明言されている訳ではないのですが、国、県からその機能は必要であると伺っておりますので、このように記載いたしました。但し、現状とすれば調整が整っていないことが整備に至っていない理由でございますので、このように記載したいと思っております。

(丸山委員) 私が気になった部分は「1 事業所あるものの」というところですが、地域拠点に求められている機能が、緊急短期入所と 24 時間の相談対応の 2

つが必須とされていますが、機能のある事業所について 24 時間の相談対応が基幹で、緊急短期入所はりとるさんが実施されていると思いますが。

1つの事業所で必須条件が揃っているように感じるので、記載の仕方として1がいないのかなと思います。

(横山委員) こちらの 24 時間の相談体制や緊急短期入所についてはりとるらいふを示しております。運営に関する調整が整った段階で面的整備として 1 か所カウントできるという考えもありますが、皆様と協議が整っていませんので、文書の表現について検討していきたいと思います。

(藤井係長) 続いて次期計画の施策の柱等について説明いたします。
(資料 3、4-1、4-2 の説明)

(笠原会長) ありがとうございます。ここまでの事務局の説明について、ご意見・ご質問などがありましたら、挙手のうえ、ご発言をいただきたいと思います。いかがでしょうか

(山崎委員) 二つあります。一つ目に就労移行の促進についてですが、ただいま在宅の方の掘り起こしという説明がありましたけど、そのほか就労移行支援サービスは 2 年で利用期限切れになり、期限のない就労継続支援 B 型にならざるを得ないという事例があります。2 年間の間で一般就労に繋がるのは難しいので、利用期限後に他のサービスに移り、再度就労移行支援を希望する場合に、市はもう少し認める方向で話を聞いてほしいと思います。

もう一つ、グループホームの整備促進について、国県補助金が受けられないと法人単独では整備が厳しい状況です。国に補助申請を行っても 10 分の 1 ほどしか認められてこないため、グループホームの整備について目標を設定しても法人の努力のみは不可能な状況です。現在、上越市は 300 万円の補助を行っていますが、国県の補助まで引き上げていただきたい。すべての整備を認めるという話ではなく、1 年に 1 か所は上越市の補助で整備できるような予算組みを行うと目標達成には大きな力になると思いますので、2 点前向きに検討していただかないと目標設定は難しいものにな

と思います。

(横山委員) 就労移行支援の再利用については、国のほうで是としておりますので、市として緩和できる部分については検討します。

グループホームの補助金の関係について、平成 26、27 年度あたりはほとんど国県補助金がかからないような状況が続いておりました。平成 28 年度の国の補正予算から補助金がつきはじめて、29 年度においては要望いただいているものすべて国県補助金がついている状況であります。

グループホームの整備について、法人からは補助金が待ってられないとのご意見をいただきましたので、平成 29 年度においては国県補助金が付いた場合に市の補助金をつける要件から、国県補助金がかなくとも市の補助金は出すことができるよう要綱を見直したところです。

市の補助金を国県レベルまで額を上げるようにという要望については、相当の額となりますので私のほうからはここで回答はできませんが、ご意見をいただいたことを十分に受け止めさせていただきたいと思います。

(藤田委員) 共生型サービスについて、高齢になった親とハンディキャップを持った方々の共同の生活という形も含まれているかどうかの一つ。

続いて相談支援の強化について、相談支援専門員が不足している背景に、給付費が安すぎる場合があります。大杉の里も相談事業をやっておりますが、他の事業を補填して賄っている状態です。大幅な見直しが必要ではないかと思います。

もう一つ、地域共生社会の実現に向けた本格的な支援体制をすることとありますが、就学前までの支援は計画の中で整われておりますが、就学した後に本人及びご家族、学校への指導をどのように進めていったらよいか、このあたりのお考えをいただきたい。

教育委員会でも話は出ていると思いますが、包括的な地域支援という形となると、特別な支援学校も必要であろうと思っておりますが、その辺の展開も合わせてお聞かせください。

(横山委員) 一点目の共生型サービスにつきましては、障害者のための施設と高齢者

のための施設を双方で利用できるようにするものです。今ほどいただいた意見は高齢になられた親と障害をお持ちの子と一緒に生活できるようにとのお話であります、その視点のみではありませんので、計画の中で広く議論をしていくものと思っております。

それから計画相談事業の給付費が安すぎるとの意見をいただきました。4月に各事業所を回った時にも相談部門は赤字であるとの話を聞きました。給付費は国の基準額でありますけれども、相談が簡単に終わるケースのみではなく、非常に複雑で時間を要するものがあるので厳しい状況であると思っております。相談支援事業所が不足しているとの意見を聞いておりますので、事業所が増えるよう市として考えていきたいと思っております。

(小林副課長) 共生型サービスについて1について付け加えさせてください。平成30年の法改正に合わせて、在宅の方が対象で高齢者の施設と障害者の施設を行ったり来たり利用できるようになります。例えば生活介護、居宅介護、ショートをご利用の方が高齢者のデイサービスを利用できたりすることになっていきます。また、藤田委員が言われた高齢者と障害者の共生型のグループホームとは富山型グループホームと言って富山県でそのようなグループホームをやっていますが、今後共生型グループホームについては、検討が必要であります。

(藤田委員) 今ほどの説明については承知しております。ただ包括的なサービスについて保護者の負担、時間的な負担も考えてほしいと思っております。高田特別支援学校まで片道40kmの方がおられ朝晩往復が必要となります。寮については利用の仕方が昔と変わってきているようなことがありますので、そのことを含めて福祉の分野で総合的に協議が必要と思っておりますので、検討のほうをお願いいたします。

(澤田委員) 学校関係についてですが、療育的な支援が必要な児童について普通の学校の特別支援学級もしくは、発達障害であれば、発達追級もしくは言語難聴追級の支援を行っております。私立の特別支援学校の設置についてですが、学校の統廃合により校舎が余っているところはございますが、そこに

設置した場合、そこには人数がそれほど集まらないと集計結果がでております。現在、教育委員会では特別支援学校についての整理を進めております。知的障害の支援を行っている高田特別支援学校、身体的な支援を行っている上越特別支援学校、新たに学校現場で支援が必要となっている発達障害など、これらを整理しながら私立の支援学校をどこに設置することがよいのか、その検討を進めている最中であります。

(新保委員) 共生型サービスの円滑な導入を取り組むための仕組みとして、介護保険と障害福祉のネットワークを構築し、課を超えて対応していただきたいと思えます。

サービスの充実についてですが、強度行動障害、医療的ケアの必要な障害児者、精神障害などで対応困難事例にも対応できる人材と支援者の育成システムを市で行えるようにお願いします。

(横山課長) 共生型サービスについては高齢者支援課の介護保険制度と連携して取り組んでいきます。

(小林副課長) 介護と障害の連携についてですが、介護保険の事業所には障害の制度について、また障害の計画相談支援員には介護保険制度について理解を深めるため合同の研修会等を開催していくことを検討しております。

強度行動障害の対応についてのチームにつきましては、本年度は市の単独事業として強度行動障害の研修を実施いたしました。60名予定のところ、ほぼ60人近い方から受講をいただきました。講師の村中先生の講演が良かったとのこと、また事業所から困難な事例についてどのような対応がよいかとの事例検討ができたとのことであり、参加者からよい研修であったとの声をいただきました。研修については来年度も引き続き実施したいと考えております。事業所全体での強度行動障害への対応チームができるかというところまで至っておりませんが、研修を通じてチームができるよう進めていきたいと思えます。

医療的ケアの必要な障害児者につきましては、病院との連携が必要となりますので、センター病院や他の病院の方と相談し、支援者の支援の幅を

広げる喀痰吸引などの研修や、緊急時の医療機関との連携など考えてまいります。

(山川委員) 発達障害を含め障害児を持った保護者に対する情報提供を充実したほうがよいと思います。先ほど山崎委員から就労移行支援について話がありましたが、学卒時に一般就労を目指して就労移行支援を受けているのか、なぜ最初から就労継続支援B型に来なかったのかと思う方が何人か見られました。生活介護なのか就労継続支援B型なのか高校3年生の時点で言葉の意味を知らない保護者が結構おられます。特に発達障害など途中で告知されて障害受容に時間がかかり、気が付いたら引きこもりとなってしまうとのパターンが見られます。社会に出られたかもしれない子供については保護者への障害福祉に関する情報発信が不足しているのかと感じています。

藤田委員が言われたとおり地域に支援学校がほしいということについて、保護者さんでも動いている方もおられますが、皆様が一生懸命地域を豊かにしてこうと思っていることが保護者に届いていない。障害を持ったお子さんが生まれた時に保護者に対して、このような将来はありますよ、こういう選択肢がありますよと保護者に情報発信を行い保護者に選択できる力をつけていかなければ、そこに行けばいいや状態になっているような気がします。

特に乳幼児期について、障害受容について慎重にならなければならないことは分かりますが、大丈夫と伝えると問題意識が先延ばしになってしまう。大丈夫ではあるが考えなければならないこともあるよと保護者に情報提供や啓発をしていかなければならないと思います。

(横山委員) 福祉制度の周知については、職員が特別支援学校や特別支援学級に回り説明を行っております。今ほどの意見の中で不足している部分があり強化する必要があると思います。

児童発達センターについては、これまでこども発達支援センターでは明らかに障害児ということで認定を受けた子のほか、気になるお子さんも含め、幅広い方々からの利用を受けておりました。今度の児童発達支援センターとなると障害福祉サービスを利用いただく形となりますので、将来的

に向って、どのようなサービスが受けられるのか節目節目に丁寧な説明ができるかと思っておりますので、児童発達支援センターの計画についてはこのようなところも配慮しながら考えていきたいと思っております。

(山崎委員) 保護者に対しての情報提供についてどのようにするのがよいか、山川委員はどのように考えていますか。

(山川委員) 正直に言いますとどのようにしたら分かりません。情報提供はおこなっていますし、学校やPTAでも行っているけれども保護者がこない。特に乳幼児期に関して言うと、障害と分かった子とグレーの子が顕在している。こども発達支援センターではグレーの子に対して配慮し過ぎなのかなという部分を感じます。

(山崎委員) 障害受容の説明については、特別支援学校や特別支援学級にいて話しても効果的ではないわね。ポイント、ポイントで関係機関が連携していく体制をとらないと解決は難しい。

(山川委員) 保護者への情報発信については、こども部会に持ち帰って検討を進めていきたいと思えます。

(山崎委員) 障害者就業・生活支援センターさくらでは障害福祉サービスのほか、他の支援制度をまとめたガイドブックを作っているの、活用していただきたいと思えます。

(笠原会長) 教育の中で情報提供ができればということですが、学校の中では進路指導主事に関するキャリア教育が行われておりますが、教育でとどまっていることもあります。また学校の先生が中心となり関係事業所や保護者の方が入り情報共有を行う校内委員会があり、私も参加する機会がありますが、先生や保護者の中で障害福祉に関する制度に詳しい方もいればそうでない方もおられる。校内委員会という仕組みはありますので、良く動かしていければというところがあると思えます。私もできることがあれば啓発に協

力をしていきます。

(丸山委員) 資料4の2の新しい施策の柱について意見を述べたいと思います。1番目の共生社会の実現に向けた取組の推進はよいと思いますが、その中の3番目に精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築という、今回国が示したものが載っておりますが、精神障害のみであると違和感を感じるので括弧3は2番目の包括的な支援体制の整備のところに落として、主な取組として精神障害者というのを入れればよいのではないかと思います。

1に関連して権利擁護の部分が主に書かれておりますが、括弧2の権利擁護の推進のところで成年後見制度の利用促進が載っておりますが、権利擁護部会から市に意見があったかと思いますが、利用促進だけではなく体制整備が大事だと思っておりますので、仮称ですが成年後見センター、いずれは権利擁護センターみたいな体制整備のことを明記しただきたいと思っております。

2番目の障害のある人が安心して暮らせる地域の生活の実現というところですが、括弧1の包括的な支援体制の整備の主な取組で、相談のところが2段目と3段目に相談支援業務の増加への対応ニーズ等を踏まえた計画相談の実施ということがありますが、先ほどの意見でありましたとおり、上越市の相談支援体制が不十分のところがあるので、2つを一緒にして相談支援体制の充実というところで文言整理したほうがよいと思います。

それから包括的な支援体制の整備のところにいれていただきたいのが、施設入所者の地域生活への移行ということです。これは今回国の指針でも示している通りです。上越市では施設入所の希望があり常に満床の状態で見舞われている状況でありますけれども、施設入所者の地域生活への移行をいれていただきたいと思っております。

もう一つの括弧1の中にあるサービス福祉事業所等に関する効果的な周知の実施というのは括弧2の福祉サービスの充実のところに落としたほうがよいと思います。

括弧2については、サービス一つ一つ挙げられていますが、何をポイントにしていくかとのことで整理が必要かと考えております。

また、5の障害児支援体制の整備について、先ほどの児童発達支援セン

ター実施の話が出ておりましたが、障害受容に向け支援センターは必要であるし、障害の方が通える場所が必要と思いますので、児童発達支援センターの設置は計画通り実現していただきたいと思います。

次の括弧 2 の児童発達支援事業等の充実のところで児童発達支援センターと児童発達支援事業と重なってしまうので、括弧 2 は国が示す重症心身障害児等のための児童発達支援だと思われるので、表題を重症心身障害児の児童発達支援事業なり施策の充実としたほうがよいのではないかと思います。あわせて、重症心身障害児だけではなく、医療的ケアが必要なお子さんへの支援が必要であるので、括弧 2 と括弧 3 は一つにして、重症心身障害児並びに医療的ケアが必要な児童等への支援体制の充実のような記載にして、児童発達支援事業や放課後等デイサービスもその支援のことや医療的ケアが必要なお子さんにとって必要だと、ここで示すことがいいのかと思いました。以上です。

(横山委員) 成年後見の関係については体制整備という意見をいただきましたので、ここは取り組んでいくと考えておりますので、計画書の中に記載していこうと思います。

それから精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの関係について取組として入れたらどうかということで、方向性から一段落としたらどうかという意見かと思いますが、ここは包括的な支援体制の整備の中の取組の一つとするべきか、それとも方向性ということで挙げるべきか悩みましたが、国から示されたとのことで施策の方向性のほうに挙げさせていただきましたが、一度持ち帰り検討したいと思います。

相談サービスの関係については、ここではニーズ等を踏まえた計画相談の実施と相談支援業務の増加への対応ということを主な取組としておりますが、文言について考えさせていただきます。

施設入所の関係について、まだ入所を待っておられる状況で移行というところまで言えないだろうということで、入所支援の継続ということで整理いたしました。これについても地域への移行ということは国からも示されおりますが、移行という文言を入れるかどうかについては再度考えます。

最後の児童発達支援事業については、施策の方向のところで文言だけ入

っているので、重度心身障害児のためにということが分かる表現に直したいと思いますし、医療的ケアと一緒にするか分けるかということについては考えさせていただきたいと思います。

(藤田委員) 今ほど指摘のあった精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについては、昨年のやまゆり園の問題を含めてのことだと思いますが、あの問題については、本人の思想的なものが強いと思いますが、プラスして精神的なケアが不足したため出た問題だと、実際に実行してしまうことについては精神的なケアが足りなかったことだろうと障害者団体としては思っております。地域包括ケアシステムの問題であるため、括弧3は入れたほうがよいと考えております。

また入所施設が空かないということは、団体を含めて親への啓発が必要だと思います。はっきり申し上げて親は入所施設へ預ければ手が離れる、心配ないんだという気持ちは分かりますが、地域生活移行という理想のあるわけであるから、それに移行できるような形を我々団体も啓発していかななくてはいけないと思います。

(難波委員) 障害者就業・生活支援センターさくらとして、4番の就労の支援と定着の促進についてお話させていただきます。連携強化というところで名前が挙がっておりますので、そこは力を十分発揮していきたいと考えておるところですが、一般就労の促進の箇所、就労移行支援の促進利用で特別支援学校生徒の進路選択についてですが、特別支援学校の生徒のみではなく、在宅の方たちの中に就労移行支援に繋がる方がおられるので文言を見直していただきたいと思います。後、就労先の拡大の箇所で、主な取組が入っていないので、今後どのように拡大していこうというところですが、ハロワークとの連携とかが出てくると思いますので、一緒に考えていただければと思います。

(横山委員) 今回の計画作成に際し、就労については障害のある人もない人も就労ができるという理想があり、それが差別解消に繋がったり、地域への移行に繋がったりすることになるのだと思っております。計画の就労部分につい

ては非常に大事にしていきたいと思っておりますので、今ほどの意見を踏まえながら計画書に書かせていただきたいと思いますと思っております。

(藤井委員) 資料4-2の括弧4の市民への意識啓発についてですが、市のほうで行ってほしいという考えがあります。事業を展開する時に、それぞれの人、それぞれの思いの方がおられます。グループホームの建設などいくつかの事業を展開しておりますが、誰がどこに住むのかというのは法律で記載されているわけではありませんが、上越では強い反対があるということがありますので、対保護者、対利用者も大事ではありますが、それを包括的に地域の中で受け入れていただけるよう市民への啓発を、この市民の意識啓発の主な取組や施策の方向の中で具体的に掘り下げていただきたいと思いますと思っております。

(横山委員) 今ほどの市民啓発につきましては意見をいただいたとおりであります。共生社会の実現に向けては、市民がどれだけ理解いただけるのかが重要でありますので、市としてもイベントを通じて障害者差別の解消や就労支援の取組などで周知をしているところではありますが、いろいろなやり方を含めて、どのようなことが実施できるのか計画の中で記載できないのか考えさせていただきたいと思います。

(笠原会長) 市民啓発について、今すぐの実効性は無いかもしれませんが、教育も大事だと思っております。障害に関する教育を進めていかないと、その時になってから急に考え方を变えるのは難しい部分がありますので、その点について教育の中でも考えていきたいと思っております。

(八木部長) 貴重な意見をたくさん、また現場の意見を聞かせていただきました。私が高齢者支援課にいた時から、藤田委員からは高齢者とその障害をお持ちの皆様グループホームの提案をいただいたり、丸山委員からはセンターの設置という話を伺っていて、行政として動けていないのかというのが実感しております。山崎委員からも就労支援について、市としてのハードルを高くしているのではないかと、というのは横山課長から答えさせていただ

きました。また、強度行動障害については、市内には 13 人程度おられると承知しておりますが、その研修を実施して市内の事業所で受け入れることが可能となって初めてとっておりますので、先ほど申し上げたように継続して研修、あるいは実効性のあるものを作っていきたいと考えています。

国は障害と介護の乗り入れとっていながら、自己負担の 1 割をとるのか、この辺は明らかになっていない状況です。私共は今、センター病院の改築にあわせて医療と介護と福祉の連携について、センター病院を核として、行政も加わりますが、そのような視点で取り組んでおりますので、計画も計画を作ることが目的ではなく、計画によって障害をお持ちの皆様が地域社会の中で施設に限らず、自宅あるいは地域で支えあって生活できるのがベストだと思っておりますので、そのような計画を作っていきたいと思っております。

本日いただいた貴重な意見は、事務局で検討させていただき確実に皆様にお返ししたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(笠原会長) 私から一つだけ、施策の柱が新しく出てきてこのような計画になったのですが、例えば 3 番の障害のある人に豊かな暮らしの実現の文章について、内容が見えるようになればと思います。豊かな暮らしという言葉は綺麗な言い方ではありますが、具体的に内容がみえるような言い方となれば、より実効性と繋がっていく感じがします。表現の問題ではありますが。

よろしいでしょうか。それでは続けて事務局から説明をお願いします。

(藤井係長) 続いて次期計画の成果目標項目等について説明いたします。

(資料 5 の説明)

(笠原会長) ありがとうございます。今ほどの事務局の説明について、ご意見・ご質問などがありますでしょうか。

(藤田会長) 参考までに伺いたいのですが、4 番の福祉施設から一般就労への移行という形で一般就労先の拡大という記載がありますが、上越市では車イスの

方は見られるのですが、知的障害の方々の採用や雇用は何名ぐらいおられますか。

(横山委員) 就業に関する法律の改正になりまして、精神障害者の雇用を含め企業の障害者雇用率が引き上げられます。当市においても雇用に向け、今月から雇用の前に業務を経験する取組を行っており、このようなことを踏まえ、雇用に向けて進める取組を人事課で進めております。今月がその皆さんから経験をさせていただき期間として各課に数名の方が来ている状況であります。現時点では雇用時における精神障害及び知的障害の雇用はありません。雇用後に障害手帳を取得される方はおりますが。

(笠原会長) その他いかがでしょうか。

(山川委員) 重心の方や医療ケアの方も重要ではありますが、障害児が利用している放課後等デイサービスの定員が一杯になっておりこども部会で考えているところですが、一言申し上げますが、現在では十分に利用できないぐらい利用者が増えている中、今ここで具体的な対応は申しあげられませんが、利用目的等の整理などを考えていきます。

(山崎委員) グループホームについてですが、アンケート結果を見るとグループホームを増やしてほしいとのニーズが出ておりますよね。このあたりは行政の核として考えていただきたい。現実として、障害支援区分の重い方より、軽い方、中程度の方から入所しているのが現実です。ですが重度の障害のある方が暮らせるグループホームが現実の声として非常に出ている。このようなニーズについて、計画に具体的な形でいれないと市としても力がでないのではないか。

グループホームについては、国の補助金はほとんどつかない状況です。平成 28 年度は補助金がつきましたが、今後は厳しいと思われます。よって計画に明確にせず、国県の補助金待ちというのは、ニーズとの整合性があわない気がします。市の 300 万円の補助金でも非常にありがたいですけれども、1 か所 1,990 万円ですので、予算獲得について市のほうで検討

していただきたいと思います。

(八木部長) 障害者のグループホームについては、お話のとおり不足している認識はしております。今回は国の補助がつきグループホームの整備が進みましたが、市の補助金について予算化しますとは申し上げられない状況ですが、努力します。

(横山委員) 今ほど成果目標でグループホームの数についてお話をいただきましたが、今後、成果目標の他、施設の見込量など皆様に示していきたいと思っており、その中でグループホームの設置についても記載させていただきたいと思います。

国県への要望につきましては、当然、市は県へ要望を行いますが、国に対しても市長会を通じて要望を行っており、このような思いが国に通じて補助金がついたと考えておりますので、継続して要望を重ねてまいります。

(藤井委員) 成果目標について、私共の事業所の立場として、1 番の福祉施設を退所し地域で暮らすというのがありますよね。それから福祉施設から一般就労という項目がありますよね。上越福社会の知的や身体障害の入所の現状を見ますと高齢の方が非常に多く、平均年齢は 58, 59 歳の状況です。この中で、グループホームへの移行や就労というのは、私がいる施設では現実的ではないのかと。目標値を設定されても現実的ではないという印象がありますので、逆に介護保険施設に移る方が、ここ 3, 4 年の中で出ておりますので、介護保険との連携などを考えていただいたほうが。目標値を設定しても私どもの事業所では 0 となる。その辺の現実を加味していただき他の 1 から 5 までについて現実的な目標設定をされたほうがよいかと思います。

(横山委員) 今ほどいただいた意見を踏まえて目標のパーセントを考えさせていただきたいと思います。項目については国から示されているので、無くす訳にはいかないですが、数値が現実的ではないという意見をいただきましたので、その点を十分踏まえさせていただきます。

(笠原会長) その他、意見はございますでしょうか。いかがでしょうか。
それでは、本日の議題が終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

(小林副課長) たいへん貴重なご発言を多数いただき、ありがとうございました。
続きまして、次第の 3、その他でございます。事務局から 1 点連絡がございます。次回の自立支援協議会につきましては、本日のご意見を踏まえて、成果目標項目の目標値や、計画全体を表す「基本目標」「基本方針」の案についてご説明し、ご議論いただきたいと思いますと考えております。課題を整理し、計画の柱などの方向性について事務局案を作成し、ご議論いただきたいと思いますと考えております。開催時期については 11 月の中旬を予定したいと考えておりますが、正式な日程につきましては、事務局から改めて連絡をいたしますので、よろしく願いいたします。

本日の会議は、これにて閉会といたします。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。

9 問合せ先

健康福祉部福祉課福祉係 TEL : 025-526-5111 (内線 1150)

E-mail : fukusi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。